

○兵庫県警察における名札の着用及び取扱いに関する訓令

平成16年12月24日  
本部訓令第21号

(趣旨)

第1条 この訓令は、兵庫県警察に勤務する職員（以下「職員」という。）の職務執行における責任の明確化を図るため、名札の着用及び取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

(制式)

第2条 名札の制式は、別図のとおりとする。

(被交付者)

第3条 所属長は、次条第1項各号に規定する職員に対し、名札を交付するものとする。

(着用基準)

第4条 前条の規定により名札の交付を受けた職員（以下「被交付者」という。）は、次の各号に掲げる基準に該当するときは、名札を着用しなければならない。

- (1) 警察庁舎（兵庫県警察庁舎管理規程（平成9年兵庫県警察本部訓令第15号）第3条に規定する本部庁舎、本部所属庁舎及び警察署庁舎（警察署分庁舎を含む。）をいう。以下同じ。）において受付、相談、許認可その他の事務で公衆に応接して行うものに従事すること。
  - (2) 前号に掲げるもののほか、所属長が名札を着用して勤務することが適当であると認めるものに従事すること。
- 2 前項の規定にかかわらず、被交付者は、宿直勤務に従事するときその他所属長が名札を着用しないことが適当であると認めるときは、名札の着用を要しないものとする。

(着用要領等)

第5条 名札の着用要領その他必要な事項は、総務部県民広報課長が定める。

(留意事項)

第6条 被交付者は、名札の着用及び取扱いに当たっては、次の各号に掲げる事項に留意しなければならない。

- (1) 名札は、警察本部庁舎において、職員の身分を明らかにするためのものとして使用しないこと。
- (2) 名札の亡失又は損傷の防止を図るため、保管場所及び着用方法に配慮すること。

## 附 則

(施行期日)

- 1 この訓令は、平成 17 年 1 月 1 日から施行する。  
(兵庫県警察庁舎管理規程の一部改正)
- 2 兵庫県警察庁舎管理規程の一部を次のように改正する。

[次のよう略]

**附 則** (平成 20 年 6 月 24 日本部訓令第 16 号)

この訓令は、平成 20 年 7 月 1 日から施行する。

**附 則** (平成 22 年 3 月 19 日本部訓令第 5 号)

この訓令は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

**附 則** (平成 27 年 9 月 30 日本部訓令第 15 号)

この訓令は、平成 27 年 11 月 2 日から施行する。

**附 則** (令和 2 年 3 月 25 日本部訓令第 12 号)

この訓令は、令和 2 年 3 月 26 日から施行する。

**附 則** (令和 2 年 3 月 30 日本部訓令第 17 号)

この訓令は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

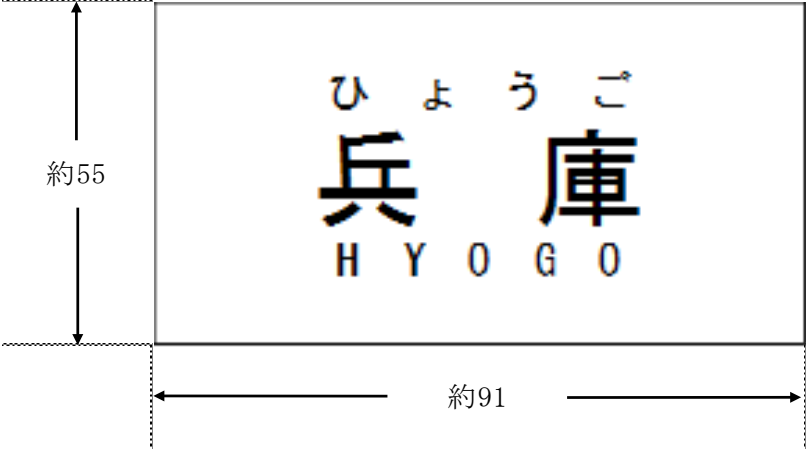
**附 則** (令和 3 年 3 月 17 日本部訓令第 12 号)

この訓令は、令和 3 年 3 月 22 日から施行する。

**附 則** (令和 6 年 3 月 18 日本部訓令第 11 号)

この訓令は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。〔以下略〕

別図（第2条関係）



(単位 ミリメートル)